

**ブロードバンドサービスに関する
ユニバーサルサービス制度における
交付金・負担金の算定等に関するWG（第3回）
ご説明資料**

2023年10月13日

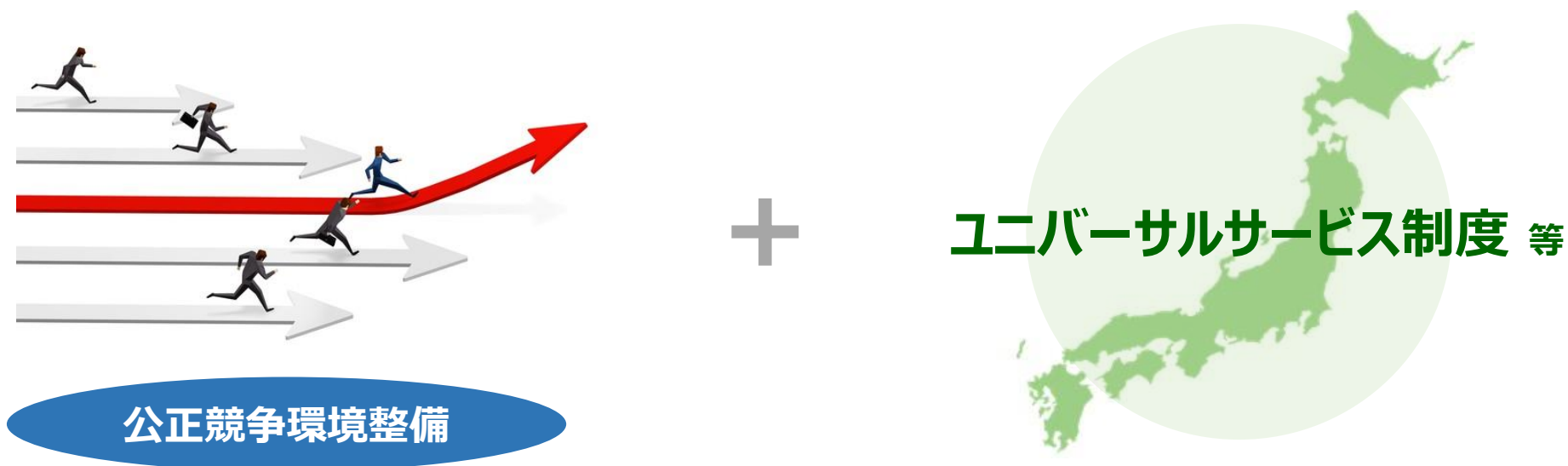
ソフトバンク株式会社

1. **ユニバーサルサービス制度の検討における基本的な考え**
2. **原価・収益の算定の在り方**
3. **その他必要と考えられる事項（負担金の算定について）**

1. **ユニバーサルサービス制度の検討における基本的な考え**
2. 原価・収益の算定の在り方
3. その他必要と考えられる事項（負担金の算定について）

ユニバーサルサービス制度の在り方

通信基盤の整備は、競争による促進が第一であり、ユニバーサルサービス制度は競争の補完的手法の一つ



利便性向上(料金低廉化・提供地域拡大等)は
競争での解決が最優先

競争で解決できない部分を補完
(必要な範囲に限定)

制度検討における基本的な考え方

【新たな交付金制度の目的】

1. 不採算地域におけるサービスの安定的な提供の確保

地方における有線ブロードバンドサービスの重要な担い手であるローカル事業者は、人口減少の進展に伴う利用者数の減少等の理由により採算性が悪化しつつあり、今後、地方における人口減少が一層進展した場合には、地方における有線ブロードバンドサービスの維持が困難になると予想される。

そこで、新設する交付金制度により有線ブロードバンドサービスの維持運用経費を支援することで、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの安定的な提供を確保する。

2. 有線ブロードバンド未整備地域の解消促進

近年、補正予算等による補助金を活用した積極的な整備により、有線ブロードバンド未整備地域の解消が大きく進展したが、依然として、未整備地域が一部に存在する。整備が行われていない主要な理由の1つが、整備後のサービスの維持可能性への懸念である。

そこで、新設する交付金制度で整備後の維持運用経費を支援することにより、サービスの維持可能性への懸念を払拭し、未整備地域の解消を一層促進する。

3. 公設公営・公設民営から民設民営への転換促進

現在、条件不利地域における有線ブロードバンドサービスの提供は、公設公営方式又は公設民営方式によって行われている場合が少なくない。

一般に、地域住民のニーズに応じた通信サービスを提供する観点から、自治体が通信サービスの担い手となったり、そのための設備を保有したりすること自体は、必ずしも否定されるべきものではない。

しかしながら、これらの方式による有線ブロードバンドサービスの提供は、自治体に人材面・財政面での負担を恒常的に生じさせており、今後、人口減少の進展に伴い条件不利地域の自治体の財政力が更に低下した場合には、このような方式でのサービス提供の継続は困難になると予想される。

そこで、条件不利地域における安定的なサービス提供を中長期的に確保していく観点から、新設する交付金制度で民設移行後の維持運用経費を支援することを前提に、公設公営・公設民営から民設民営への移行を促進する¹²。

今回のユニバーサルサービス制度の検討にあたり、
詳細は左記のような条件不利地域の実態を踏まえ、
必要な措置を講じるべき

制度検討における基本的な考え方

また、①他の役務と共用している設備(例:通信事業と放送事業とで共用している設備等)や②他事業者と共用している設備(例:他事業者へ帯域貸しをしている離島の海底ケーブル等)については、適切なコストドライバに基づき、費用配賦することが必要である。

さらに、費用算定に当たっては、以下の①・②によって二重の支援とならないように留意することが必要である。

- ① ユニバーサルサービス制度による交付金と、設備構築・更新等への補助金
- ② ユニバーサルサービス制度による交付金と、接続料又は卸料金

出典：ブロードバンドサービスに係る 基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申（2023年2月7日）P.49

**他の役務・事業と共用している設備は
真に第二号基礎的電気通信役務の用に供する
部分を明確に区別し、費用配賦が必要**

**接続料・補助金・第一種交付金等との
二重の支援となることは認められない**

(参考) 当社も圧縮記帳を行っており、基地局などに対する補助金額分の減価償却費は除外している

制度検討における基本的な考え方

交付金制度は他の規制とも密接に関連するため、
制度の検討にあたり、これら規制との関係性も考慮が必要

	電話	ブロードバンド	
	NTT東西	NTT東西	その他設備設置事業者
適格事業者 になり得る者	NTT東西	NTT東西	その他設備設置事業者
提供条件・約款	第一号基礎的電気通信役務	第二号基礎的電気通信役務	第二号基礎的電気通信役務
接続料規制	第一種指定電気通信設備	第一種指定電気通信設備	—
小売料規制 (プライスカップ)	特定電気通信役務	—	—
ラストリゾート	あまねく提供の責務	—	—

制度検討における基本的な考え方

- 確かに、現在のNTT法第3条の責務規定は、NTT法が制定された当時の状況を前提に設定されたものであり、通信技術の進展や社会情勢の変化等を踏まえ、民主的な検討及び決定のプロセスを経て、その内容を時代に適合したものとなるよう改めること自体は、制度の在り方として、否定されるものではない。
- しかしながら、
 - ① 現状において、加入電話等は依然として国民生活に不可欠なサービスであり、NTT東西等の電話に関する責務は当面は引き続き維持する必要があると考えられること
 - ② NTT東西等に過剰な法的責務を課すことは、NTT東西等の自主的判断の余地を狭め、NTT東西等の企業体としての合理的経営を損なうおそれがあることを踏まえると⁴⁵、今般の制度改正における対応として、NTT東西等に対して、有線ブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的責務を課すことは、必ずしも適当ではないと考えられる。
- その一方、今後、デジタル社会形成基本法で掲げられた理念等を踏まえ、有線ブロードバンド未整備地域の解消や公設公営・公設民営からの民設移行等を進めていくためには、新たな交付金制度による支援も活用した上での、NTT東西やその他の有線ブロードバンドサービス事業者の協力が不可欠である。

出典：ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ（2022年2月2日）P.23

本WGでの議論は
ラストリゾートの責務を負う事業者が
存在しないことが前提



上記含め、前頁の規制が変更となる場合には
制度への影響を確認の上、見直しが必要

1. ユニバーサルサービス制度の検討における基本的な考え
- 2. 原価・収益の算定の在り方**
3. その他必要と考えられる事項（負担金の算定について）

原価算定の基本的な考え方

計上されるコストは、一般・特別支援区域を問わず、サービス維持に最低限必要な範囲に限ることが適切

- 新たな交付金制度の趣旨からは、支援対象とする経費は、支援対象区域でサービス提供を行うことに伴い追加的に発生する費用に限定することが適当である。

出典：ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ（2022年2月2日）P.13

設備管理部門の対象設備について、アクセス回線設備（最寄りの通信ビルから利用者宅までの回線設備等）は、局舎から各利用者宅に向けた回線の敷設・維持が必要となり、また、不採算地域等では各種設備の収容効率が悪くなるため、1回線当たりの維持費用が大きいと考えられる。

また、中継回線設備は、不採算地域以外の区域における役務提供にも寄与しているため、基本的には除外されるべきと考えられるが、離島における海底ケーブルは、不採算地域となる離島との通信確保に不可欠であり、維持費用³⁶が大きいと考えられる。

そのため、第二種交付金の費用算定の対象設備は、アクセス回線設備や離島における海底ケーブルを基本とすることが適当である。

³⁶ 海底ケーブル用特殊設備や補修のための敷設船運航費等を想定。

出典：ブロードバンドサービスに係る 基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申（2023年2月7日）P.46

競争の補完としての制度趣旨を踏まえ
支援対象は限定されるべき



サービス維持に最低限必要な項目及び
その計上の基準の明確化が必要

減価償却費の扱い

不適切な交付金算定・交付が行われぬよう、
コスト計上の考え方に一定の制限を設けることが必要

【不適切な例】

設備更新の場合



現行設備
取得原価：1億



同等設備
取得原価：10億



ハイスペック設備
取得原価：100億

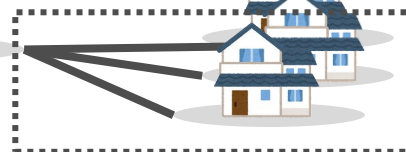


交付金による補てん



役務維持の目的で設備更新を行う際に、
過度にハイスペックな設備へ更新

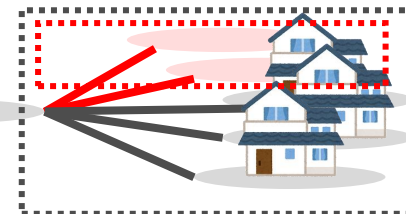
設備追加投資の場合



コスト総額：10億



交付金による補てん



コスト総額：100億



事業者都合による過度な追加投資
(災害等のやむを得ない事情がある場合を除く)

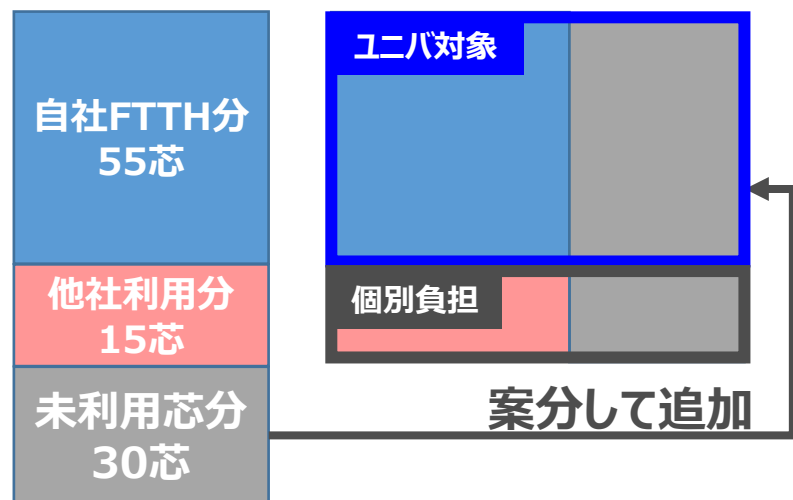
未利用芯線数のコスト等について

未利用芯分の追加コストを案分するというNTT東西殿の提案について、
支援区域は未利用芯の比率が高いと考えられ、負担額の増分も考慮が必要

前回WGにおけるNTT東西殿資料に基づく

支援区域で発生する追加コスト（例）

ケーブル全体コスト/70円



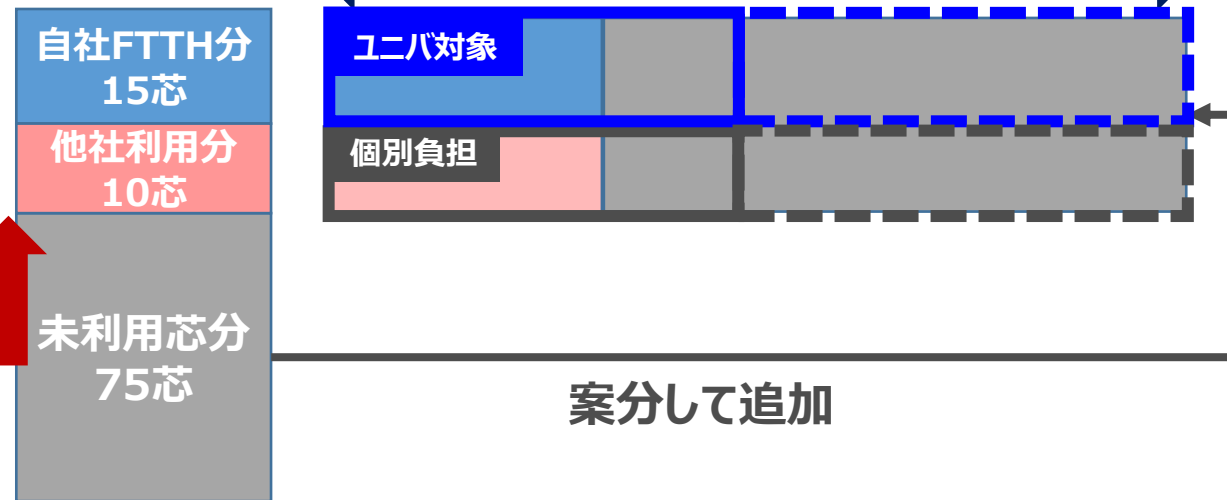
特別支援区域

想定される実態（一例）

支援区域で発生する追加コスト（例）

ケーブル全体コスト/70円

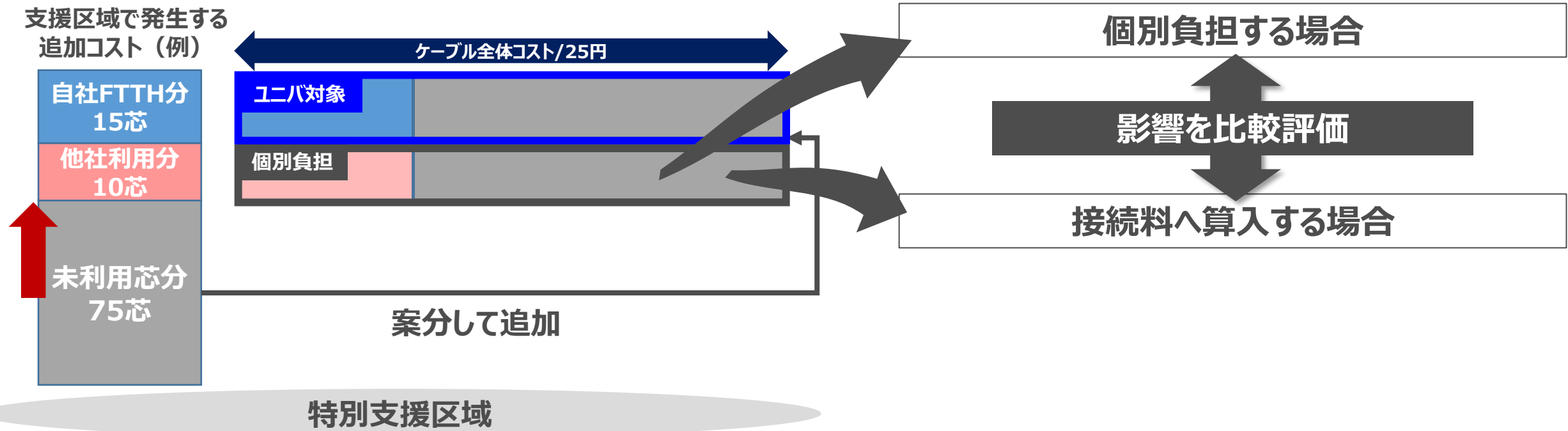
ケーブル全体コスト/25円



特別支援区域

未利用芯線数のコスト等について

個別負担額が高額となる場合、他社利用がなされないことにより
提供事業者の採算性が向上せず、結果として交付金の減少につながらないおそれ



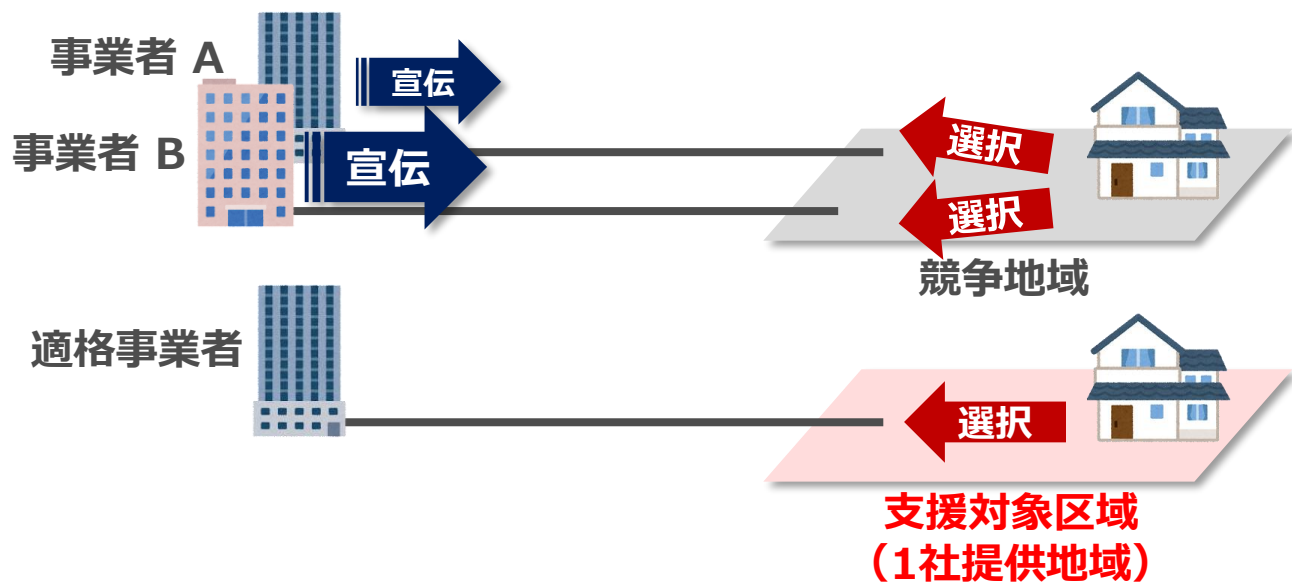
他社利用分に関して、個別負担した場合と全国接続料へ算入した場合で影響を評価し、
競争事業者の意見を踏まえた上で、改めて取り扱いを検討することも考えられる

利用部門コストの算定

競争対応費用等の利用部門コストは、
オペレーションコスト等の役務維持に最低限必要な費用を除き除外すべき

なお、設備利用部門の原価については、二号基礎的役務の提供に最小限必要なものに限定すべきであり、販売促進費等の競争対応費用を除くことが適当である。

出典：ブロードバンドサービスに係る 基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申（2023年2月7日）P.47



支援区域は1社提供が前提であり
需要発生時にユーザ獲得が可能と考えられ
回線獲得に要する費用※は除外すべき

※宣伝費ほか販売促進費等

1. ユニバーサルサービス制度の検討における基本的な考え
2. 原価・収益の算定の在り方
3. **その他必要と考えられる事項（負担金の算定について）**

負担金算定の基本的な考え方

(ウ) 考え方

ブロードバンドサービスの契約形態は様々であり、各負担事業者の受益の程度は、基本的には、利用者の数に比例すると考えられるが、集合住宅向けサービスや法人向けサービスにおいては、1契約で複数回線を提供するケースも見受けられる。

そのため、第二種負担金算定の単位として「回線数⁴¹」を用い、1回線当たりの単価（回線単価）により各負担事業者の毎月の回線数を乗じることにより負担金額を算定することが適当である。

⁴¹ 集合住宅向けサービスについては、集合住宅内の利用者と個別に契約する場合、全戸一括で契約する場合等に類型化されると考えられ、ブロードバンドサービス提供事業者が全戸一括での契約を行う集合住宅向けサービスについては、電気通信事業報告規則の考え方と同様、提供されている回線数を把握している場合は当該回線数を、提供されている回線数を把握していない場合は提供可能な最大戸数の回線数を報告することが適当である。

出典：ブロードバンドサービスに係る 基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申（2023年2月7日）P.59

(ウ) 考え方

専用役務や閉域網通信⁴⁴は、独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行い、その用途が限定的であり、インターネットを介したweb会議等には使用されないことから、こうした役務を提供する事業者は、二号基礎的役務の提供を確保することにより受益することが想定されないため、第二種負担金の算定の対象としないことが適当である。

出典：ブロードバンドサービスに係る 基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申（2023年2月7日）P.61

そのため、当面の対応として、IoT端末との通信に用いる回線については、第二種負担金の算定の対象としないことが適当である。

出典：ブロードバンドサービスに係る 基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申（2023年2月7日）P.62

受益の程度は利用者数に比例するため、算定単位として「回線数」を使用

・
受益が想定されない

「専用役務」「閉域網通信」「IoT端末との通信」は負担金の対象外

**回線数・利用形態を正確に把握の上
受益の程度に応じた負担金算定が必要**

受益の程度に応じた負担金算定

周波数を一体的に運用して1回線として提供している場合、
受益の程度に応じた負担金算定(=1回線分)とすべき

【一体的運用の例：キャリアアグリゲーション】

キャリアアグリゲーションとは、複数の異なる周波数帯の電波を束ねて、1つの通信回線としてデータの送受信を行う技術です。



出典：当社ウェブサイト

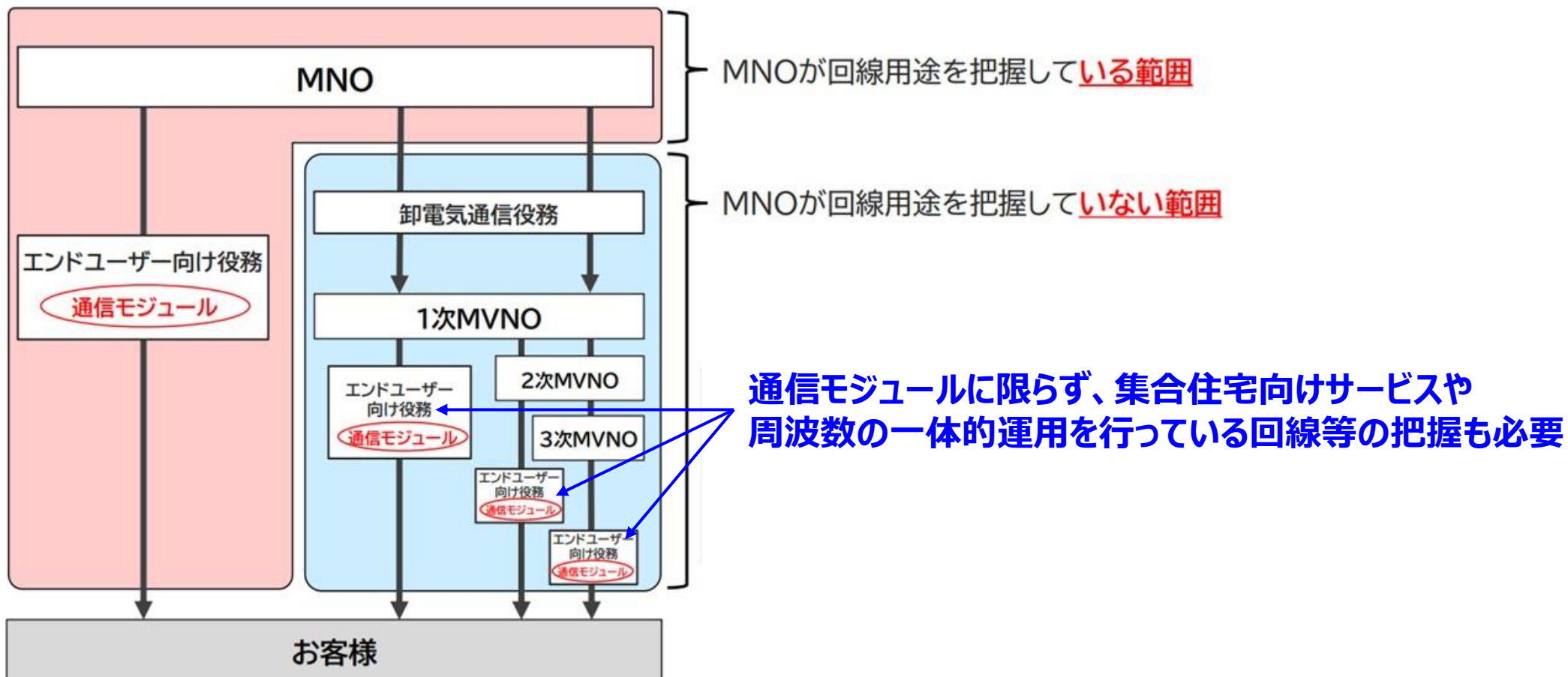
回線単価をX円とした場合、
 受益の程度の1回線分で算定※

= X円

※周波数を一体的に運用している旨を
 卸先事業者→卸元事業者に報告し
 負担金算定よりと除外する仕組みを想定

回線数・利用形態の正確な把握

最終利用者の利用形態を正確に把握可能とする仕組みづくりが必要



出典：ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ（第2回）資料3 NTTドコモ 説明資料 より抜粋